

2026年3月吉日

立命館スポーツフェロー
各部OB・OG会事務局 御 中

立命館スポーツフェロー
幹 事 長 仲 川 将 史
表 彰 委 員 長 三 ツ 野 直 樹
表 彰 副 委 員 長 三 木 康 詩
表 彰 副 委 員 長 山 口 正 篤
事 務 局 長 寺 田 豊

2025年度立命館スポーツフェロー会長功労賞の推薦について（お願い）

謹啓 向春の候 貴台におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、立命館スポーツフェロー並びに体育会各部現役学生に、多大のご支援とご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2025年度「立命館スポーツフェロー会長功労賞」を、次回の立命館スポーツフェロー総会（2026年5月17日(日) グランヴィア京都にて開催予定）におきまして表彰いたしたいと存じます。

つきましては、貴クラブOB・OG会より該当者がおられる場合は、別紙推薦書を下記の要領によりご提出下さいますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴部並びに貴OB・OG会の益々のご発展を祈念申し上げます。

*なお、これまでに受賞された方のお名前など、ご不明な点等がございましたら、下記宛にお問い合わせください。

謹白

記

- 1 提出期限 : 2026年4月10日(金) 必着
- 2 提出先 : FAX 075-465-8169 (スポーツフェロー事務スペース) または
表彰委員会 : 三ツ野 naoki-3@st.ritsumei.ac.jp 宛メール添付にて
*推薦書 Excel 様式は、フェローホームページからダウンロードできます。

<本件に関するお問い合わせ先>

立命館大学スポーツ強化オフィス（芥川）TEL : 075-465-8167 または
表彰委員会 : 三ツ野 naoki-3@st.ritsumei.ac.jp まで

- 3 その他 1) 表彰規定、基準については同封の表彰規定をご参照ください。
2) 会長功労賞には、組織・運営の部（表彰規定、第2条1）と指導者の部（表彰規定、第2条2）がありますので、お間違いなきようにお願いします。
3) 提出期限までに提出なき場合は、該当者がおられないものとして処理をさせていただきますのでご了承をお願いします。

以上

表彰規定

第1条 目的

本規定は、立命館スポーツフェローの発展のために顕著な業績のあった団体及び個人の功労、名誉を表彰することを目的とする。

第2条 表彰の種類と範囲 その基準

1. スポーツフェロー会長功労賞（組織、運営の部）

本会の発展に功労のあった者、また各部OB・OG会の発展に功労・寄与・寄付した者、並びに本会加盟の部で各部の発展に寄与した者に授与する。

基準： ①本スポーツフェローの発展に寄与し、かつ本スポーツフェローの常任幹事以上を多年にわたり務めた者。

②各部OB・OG会の会長並びに幹事長（または事務局長）を多年にわたり務めた者。

③以上同等の功労があり、本会常任幹事より推薦のあった者。

2. スポーツフェロー会長功労賞（指導者の部）

本会加盟の部で、各部の発展に寄与し、全国大会等で優秀な成績を収めた指導者に授与する。

基準： ①各部の監督またはコーチ（トレーナー等も含む）を多年にわたり務め、各部OB・OG会より推薦のあった者。

②各部を全国大会等で優勝させた、監督またはコーチ（トレーナー等も含む）で、各部OB・OG会より推薦のあった者。

③過去に無い優秀な成績を収めた場合は、複数回の推薦も可とする。

3. スポーツフェロー会長賞

本会加盟の部で、各部の発展に寄与した現役四回生（選手で無い部員）に授与する。

基準： ①当該年度で各部を全日本級に入賞したときの部員で、各部の部長より推薦のあった者。

②以上と同等の功労があり、スポーツ強化センターより推薦のあった者。

③体育会本部の委員長または副委員長を務め、スポーツ強化センターより推薦のあった者。

4 スポーツフェロー会長特別賞

本会加盟の部で特に優秀な成績を納めた部または個人に授与する。

基準： オリンピック、パラリンピックまたは、世界選手権等に出場した団体及び個人（学生）、または、OB・OGで、スポーツ強化センターまたは常任幹事会から推薦があった者。

5. 感謝状

- ① 本会加盟の各部周年祝賀会時に、各部OB・OG会より推薦のあった者に、贈呈する。
- ② 各部において、10年以上部長を務め、各部OB・OG会より推薦のあった者に贈呈する。

第3条 表彰の方法

表彰は賞状、感謝状及び副賞（記念品）を授与する。

第4条 規定の改廃

本規定の改廃は、本スポーツフェロー常任幹事会の議決により行い、総会において承認を受けるものとする。

附 則 1. 本規定は、2013年（平成25年）5月18日より施行する。

制定（臨時総会）	1996年（平成8年）10月26日
一部改正（総会）	2001年（平成13年）2月24日
一部改正（総会）	2008年（平成20年）4月19日
一部改正（総会）	2011年（平成23年）5月21日
一部改正（総会）	2013年（平成25年）5月18日